

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 1 月 9 日

鳥取県鳥取警察署長 樋口 敬

1 調達内容

（1）業務の名称及び数量

鳥取警察署庁舎及び江津待機宿舎消防設備保守業務委託 一式

（2）業務の仕様

入札説明書による。

（3）業務の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

（4）入札方法

入札は、紙入札により行うものとする。

なお、入札書に記載する金額は、業務の履行期間（令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで）の総額を見積もった額とし、契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とすること。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（2）令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が建物等の保守管理の消防用施設管理（運転保守）に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和 8 年 1 月 22 日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより 4 の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに 4 の（2）の場所に必ず連絡すること。

（3）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（4）鳥取県鳥取市、岩美郡又は八頭郡内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内東部事業所」という。）を有していること。ただし、県内東部事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

（5）本件業務の実施にあたり、業務に必要な資格を有する常勤の技術者を派遣し、設備各部の点検、調整及び清掃を行い、常に安全かつ良好な運転状況を維持できる者であること。

（6）令和 5 年 4 月 1 日以降に、消防用設備保守業務（契約期間が 1 年以上のものに限る。）を元請けとして完了した、又は履行中の実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県鳥取警察署会計課

4 入札手続等

（1）入札の手続及び業務の仕様に関する問合せ先

〒680-0911 鳥取県鳥取市千代水三丁目 100 番地

鳥取県鳥取警察署会計課

電 話 0857-32-0110

ファクシミリ 0857-32-0115

電子メール k_tottorikaikei2@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電 話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

ア 交付期間及び交付時間

令和8年1月9日(金)から令和8年1月21日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

イ 交付場所

(1)に同じ

(4) 郵便等による入札

不可とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年2月25日(水) 午前11時 即時開札

イ 場所

鳥取市千代水三丁目 100 番地

鳥取警察署 3階 小会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、1の調達内容(1)業務の名称、住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類として入札説明書で示す入札参加資格確認申請書その他必要な書類(以下「事前提出物」という。)を、令和8年2月6日(金)午後5時までに郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出(ファクシミリ及び電子メールは不可とする。)し、入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、郵便等による場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、提出期限内に到着したものに限り受け付ける。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計法令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

なお、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者が 2 名以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。